

第1号議案

役員給与規程及び職員給与規程の変更について

(案)

令和3年度の給与法改正に準じて、別紙のとおり、役員給与規程及び職員給与規程の変更を行う。

施行日：2022年4月27日

以 上

【添付資料】

別紙1：役員給与規程 変更案 新旧対照表

別紙2：職員給与規程 変更案 新旧対照表

役員給与規程 変更案 新旧対照表 (別紙1)

変 更 前	変 更 後
<p>第1条～第7条 (略)</p> <p>(特別手当)</p> <p>第8条 (略)</p> <p>2 特別手当の額は、それぞれの基準日現在（離職し、又は死亡したときは、離職し、又は死亡した日現在）において役員が受けるべき本給及び地域手当の月額並びに本給の月額に100分の25を乗じて得た額並びに本給及び地域手当の月額に100分の20を乗じて得た額の合計額に、6月に支給する場合においては100分の<u>67.5</u>、12月に支給する場合においては100分の<u>67.5</u>を乗じて得た額に、基準日以前6か月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額を支給する。</p> <p>一～四 (略)</p> <p>3 (略)</p> <p>第9条～第11条 (略)</p> <p>附則 (略)</p> <p>附則（平成27年9月2日） (略)</p> <p>附則（平成28年3月23日） (略)</p> <p>附則（2021年2月17日） (略)</p> <p>(新設)</p>	<p>第1条～第7条 (略)</p> <p>(特別手当)</p> <p>第8条 (略)</p> <p>2 特別手当の額は、それぞれの基準日現在（離職し、又は死亡したときは、離職し、又は死亡した日現在）において役員が受けるべき本給及び地域手当の月額並びに本給の月額に100分の25を乗じて得た額並びに本給及び地域手当の月額に100分の20を乗じて得た額の合計額に、6月に支給する場合においては100分の<u>62.5</u>、12月に支給する場合においては100分の<u>62.5</u>を乗じて得た額に、基準日以前6か月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額を支給する。</p> <p>一～四 (略)</p> <p>3 (略)</p> <p>第9条～第11条 (略)</p> <p>附則 (略)</p> <p>附則（平成27年9月2日） (略)</p> <p>附則（平成28年3月23日） (略)</p> <p>附則（2021年2月17日） (略)</p> <p><u>附則（2022年4月27日）</u> <u>(施行期日)</u></p> <p><u>第1条 この規程は、2022年4月27日から施行し、2021年12月1日に遡って適用する。</u></p>

以上	<p>(特別手当に関する特例)</p> <p><u>第2条 2021年12月に支給する特別手当に関する第8条第2項の規定については、同項中「100分の62.5」とあるのを「100分の57.5」と読み替えて適用する。</u></p> <p>以上</p>
----	---

職員給与規程 変更案 新旧対照表 (別紙2)

変 更 前	変 更 後
<p>第1条～第19条 (略)</p> <p>(期末手当)</p> <p>第20条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 期末手当の額は、それぞれの基準日現在(基準日前1ヶ月以内に退職又は解雇(懲戒解雇は除く。)にあっては、退職又は解雇した日。)において職員が受けるべき本給月額及び扶養手当の月額並びにこれらに対する地域手当の月額の合計額を期末手当基礎額として、6月支給分については100分の<u>127.5</u>、12月支給分については100分の<u>127.5</u>を乗じて得た額に、基準日以前6ヶ月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額を支給する。</p> <p>一～四 (略)</p> <p>4・5 (略)</p> <p>第21条～第24条 (略)</p> <p>附則 (略)</p> <p>附則(平成27年7月15日) (略)</p> <p>附則(平成27年9月2日) (略)</p> <p>附則(平成28年3月23日) (略)</p> <p>附則(平成29年2月15日) (略)</p> <p>附則(平成29年3月29日) (略)</p>	<p>第1条～第19条 (略)</p> <p>(期末手当)</p> <p>第20条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 期末手当の額は、それぞれの基準日現在(基準日前1ヶ月以内に退職又は解雇(懲戒解雇は除く。)にあっては、退職又は解雇した日。)において職員が受けるべき本給月額及び扶養手当の月額並びにこれらに対する地域手当の月額の合計額を期末手当基礎額として、6月支給分については100分の<u>120</u>、12月支給分については100分の<u>120</u>を乗じて得た額に、基準日以前6ヶ月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額を支給する。</p> <p>一～四 (略)</p> <p>4・5 (略)</p> <p>第21条～第24条 (略)</p> <p>附則 (略)</p> <p>附則(平成27年7月15日) (略)</p> <p>附則(平成27年9月2日) (略)</p> <p>附則(平成28年3月23日) (略)</p> <p>附則(平成29年2月15日) (略)</p> <p>附則(平成29年3月29日) (略)</p>

附則（平成29年5月12日）（略）
 附則（平成30年2月7日）（略）
 附則（2019年1月24日）（略）
 附則（2020年1月22日）（略）
 附則（2021年2月17日）（略）
 附則（2021年11月4日）（略）

（新設）

別表1～別表3（略）

別表4

職務の級	勤勉手当			
	特に優秀	優秀	良好	良好でない
5級	1,465千円	1,354千円	1,240千円	1,128千円

附則（平成29年5月12日）（略）
 附則（平成30年2月7日）（略）
 附則（2019年1月24日）（略）
 附則（2020年1月22日）（略）
 附則（2021年2月17日）（略）
 附則（2021年11月4日）（略）

附則（2022年4月27日）

（施行期日）

第1条 この規程は、2022年4月27日から施行し、2021年4月1日から適用する。

（期末手当に関する特例）

第2条 2021年6月に支給する期末手当に関する第20条第3項の規定の適用については、同項中「100分の120」とあるのは「100分の127.5」と読み替えて適用する。

2 2021年12月に支給する期末手当に関する第20条第3項の規定の適用については、同項中「100分の120」とあるのは「100分の112.5」と読み替えて適用する。

別表1～別表3（略）

別表4

職務の級	勤勉手当			
	特に優秀	優秀	良好	良好でない
5級	1,415千円	1,308千円	1,199千円	1,089千円

6 級	1, 804	1, 635	1, 465	1, 298
7 級	2, 255	2, 029	1, 804	1, 579
8 級	2, 818	2, 535	2, 255	1, 974

※この表の適用者の勤勉手当は、業績評価及び能力評価に基づき 4 段階の中から決定

別表 5・別表 6（略）

以上

6 級	<u>1, 743</u>	<u>1, 579</u>	<u>1, 415</u>	<u>1, 254</u>
7 級	<u>2, 178</u>	<u>1, 960</u>	<u>1, 743</u>	<u>1, 525</u>
8 級	<u>2, 722</u>	<u>2, 449</u>	<u>2, 178</u>	<u>1, 907</u>

※この表の適用者の勤勉手当は、業績評価及び能力評価に基づき 4 段階の中から決定。

別表 5・別表 6（略）

以上